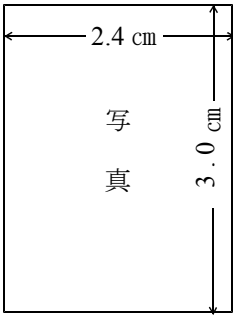


表

 <p>写真 3.0 cm 2.4 cm</p>	<h3>従業者証明書</h3> <p>従業者証明書番号</p>
	<p>従業者氏名 (年 月 日生)</p> <p>業務に従事する 営業所又は 事務所の名称 及び所在地</p> <p>この者は、住宅宿泊管理業者の従業者であることを証明します。</p> <p>証明書有効期間 年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>登録番号 国土交通大臣 () 第 号</p> <p>商号、名称又は氏名</p> <p>主たる営業所又は事務所の所在地 代表者氏名</p>

(年 月撮影)

8.547 cm以上 8.572 cm以下

5.392 cm以上 5.403 cm以下

裏

備考
住宅宿泊事業法抜粋 第三十七条 住宅宿泊管理業者は、国土交通省令で定めるところにより、その業務に従事する使用人その他の従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。 2 住宅宿泊管理業者の使用人その他の従業者は、その業務を行うに際し、住宅宿泊事業者その他の関係者から請求があったときは、前項の証明書を提示しなければならない。

備考

- 従業者証明書番号の付し方は、次の方法によること。
 - 第1けた及び第2けたには、当該従業者が雇用された年を西暦で表したときの西暦年の下2けたを記載するものとする。
 - 第3けた及び第4けたには、当該従業者が雇用された月を記載するものとする。ただし、その月が1月から9月までである場合においては、第3けたは0とし、第4けたにその月を記載するものとする。
 - 第5けた以下には、従業者ごとに、重複がないように付した番号を記載するものとする。
- 業務に従事する営業所又は事務所に変更があったときは、裏面に変更後の内容を記入し、営業所又は事務所の長の印を押印すること。
- 従業者の現住所等必要な事項がある場合には、裏面に記入すること。
- 用紙の色彩は青色以外とすること。
- 証明書の有効期間は5年以下とすること。